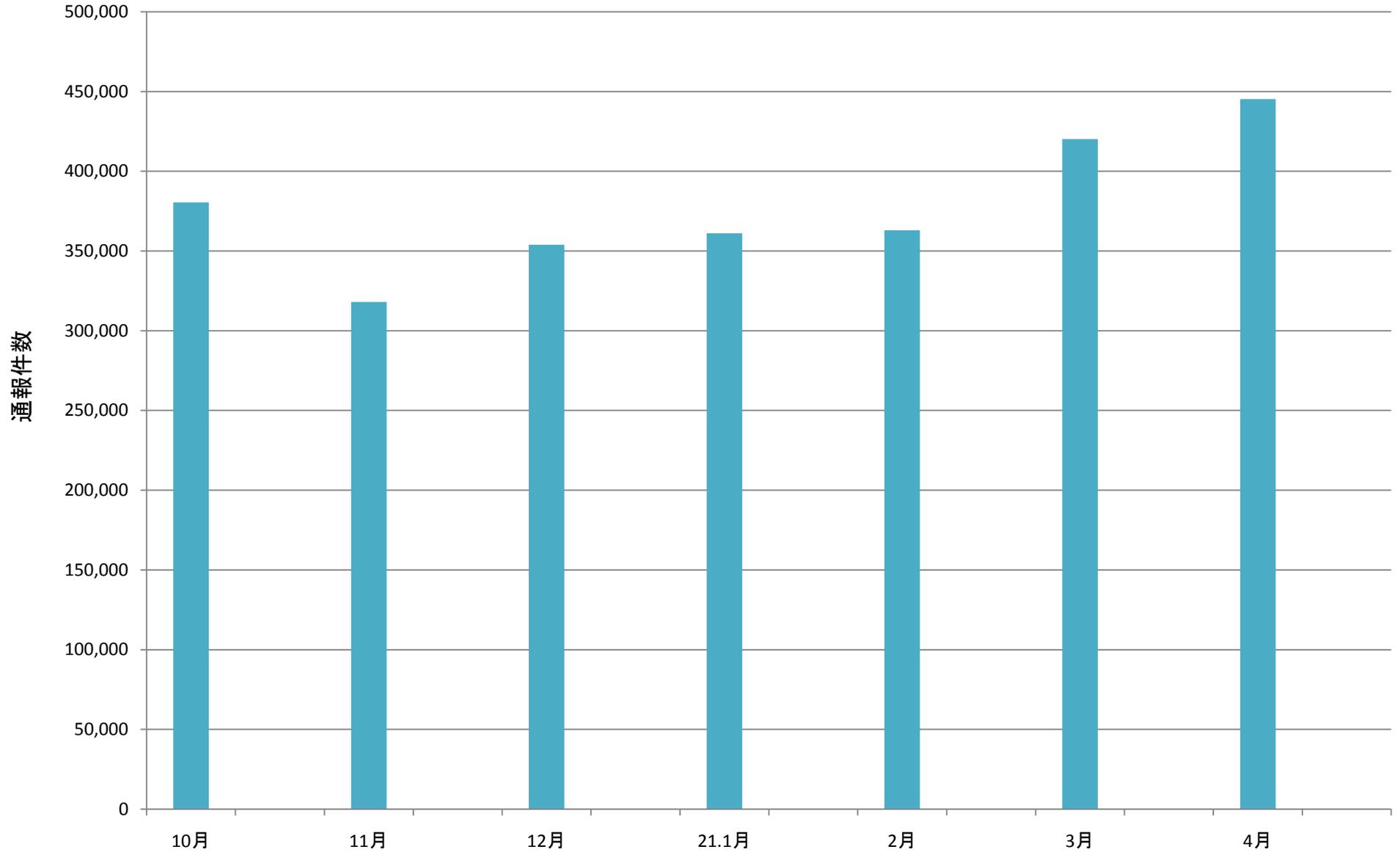


迷惑メール対策の取組について

2009年5月19日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課

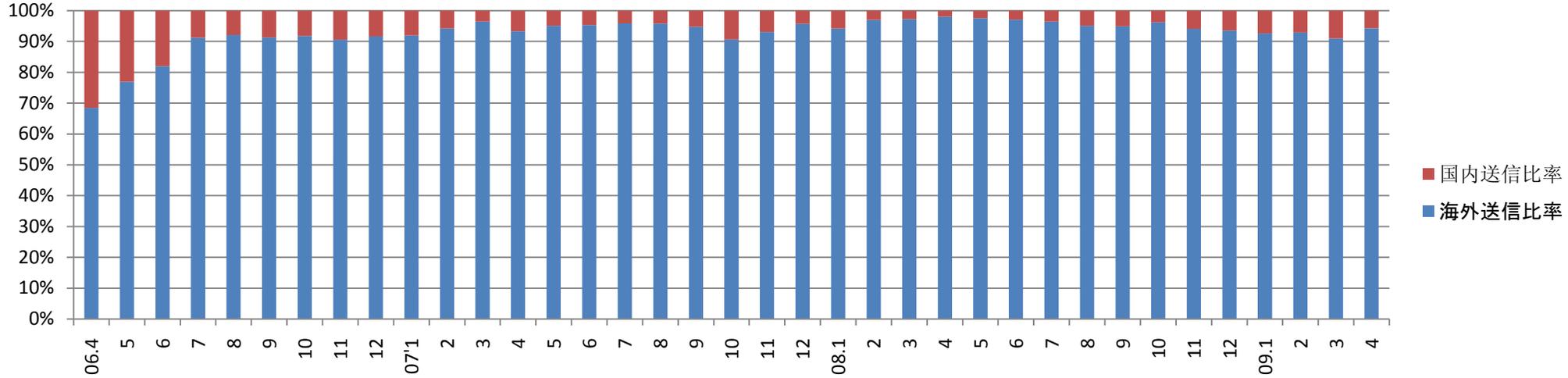
迷惑メール相談センターへの月別情報提供件数



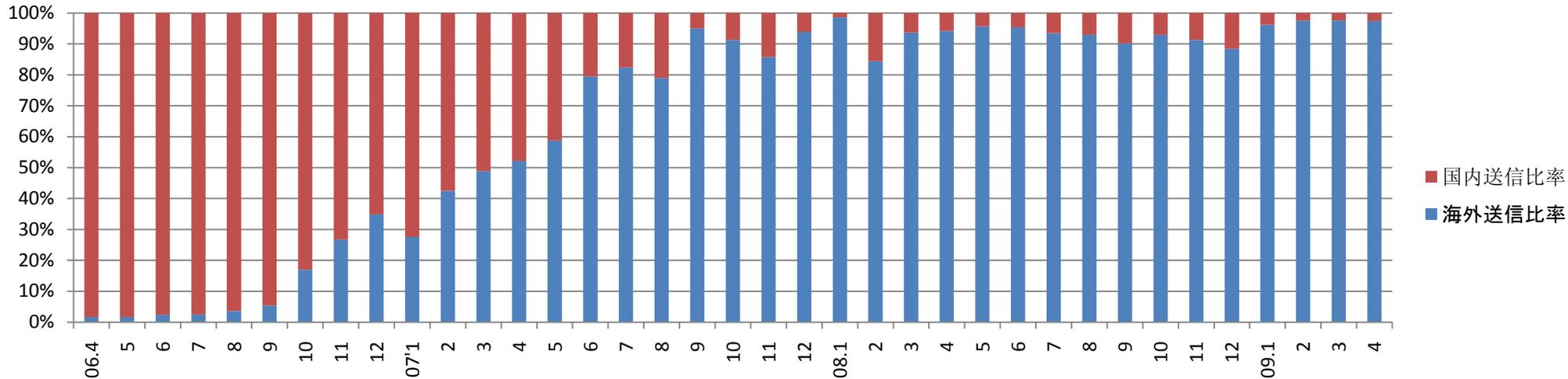
※(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ

国内／海外発信比率

PCあて

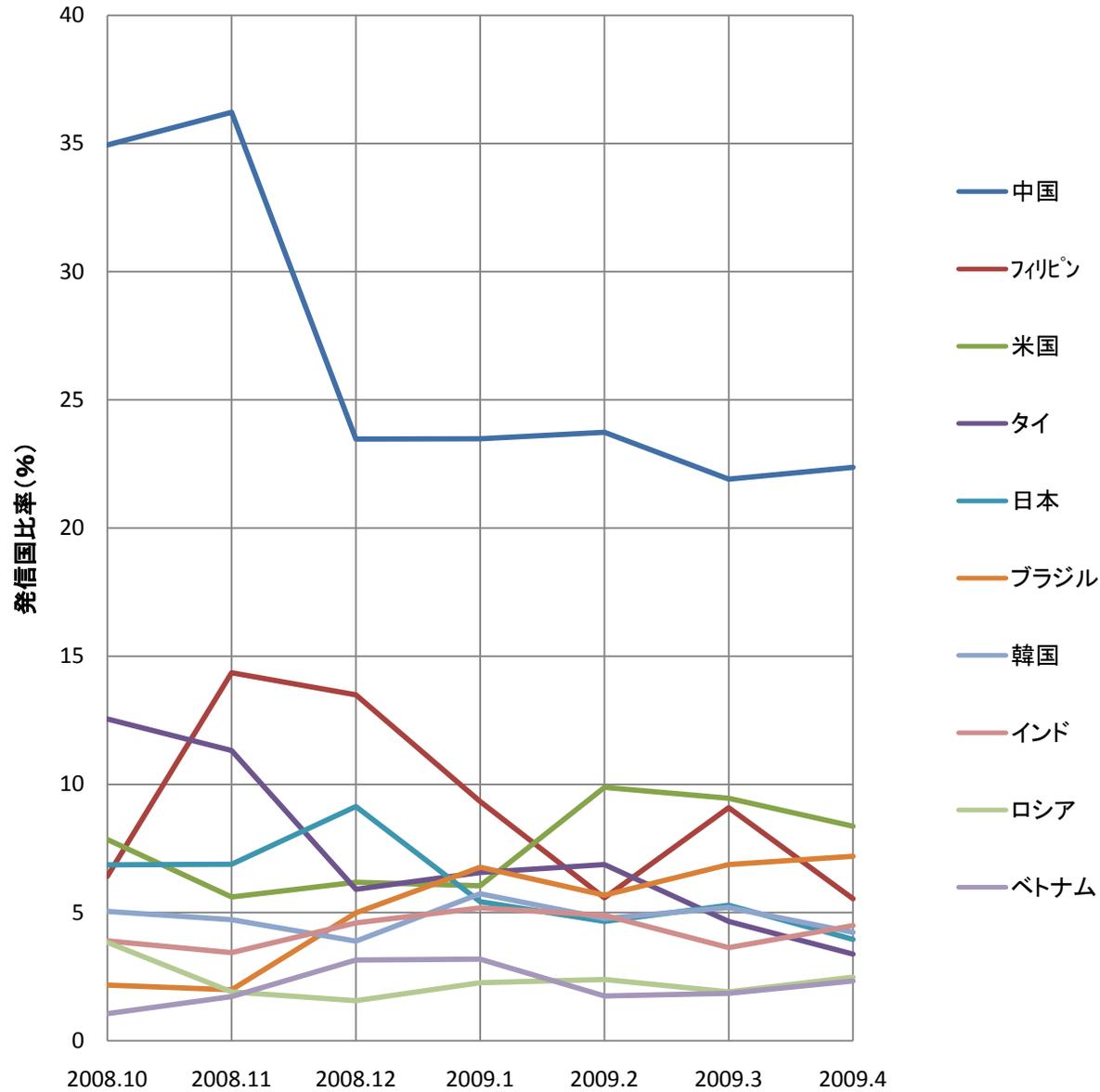


携帯あて



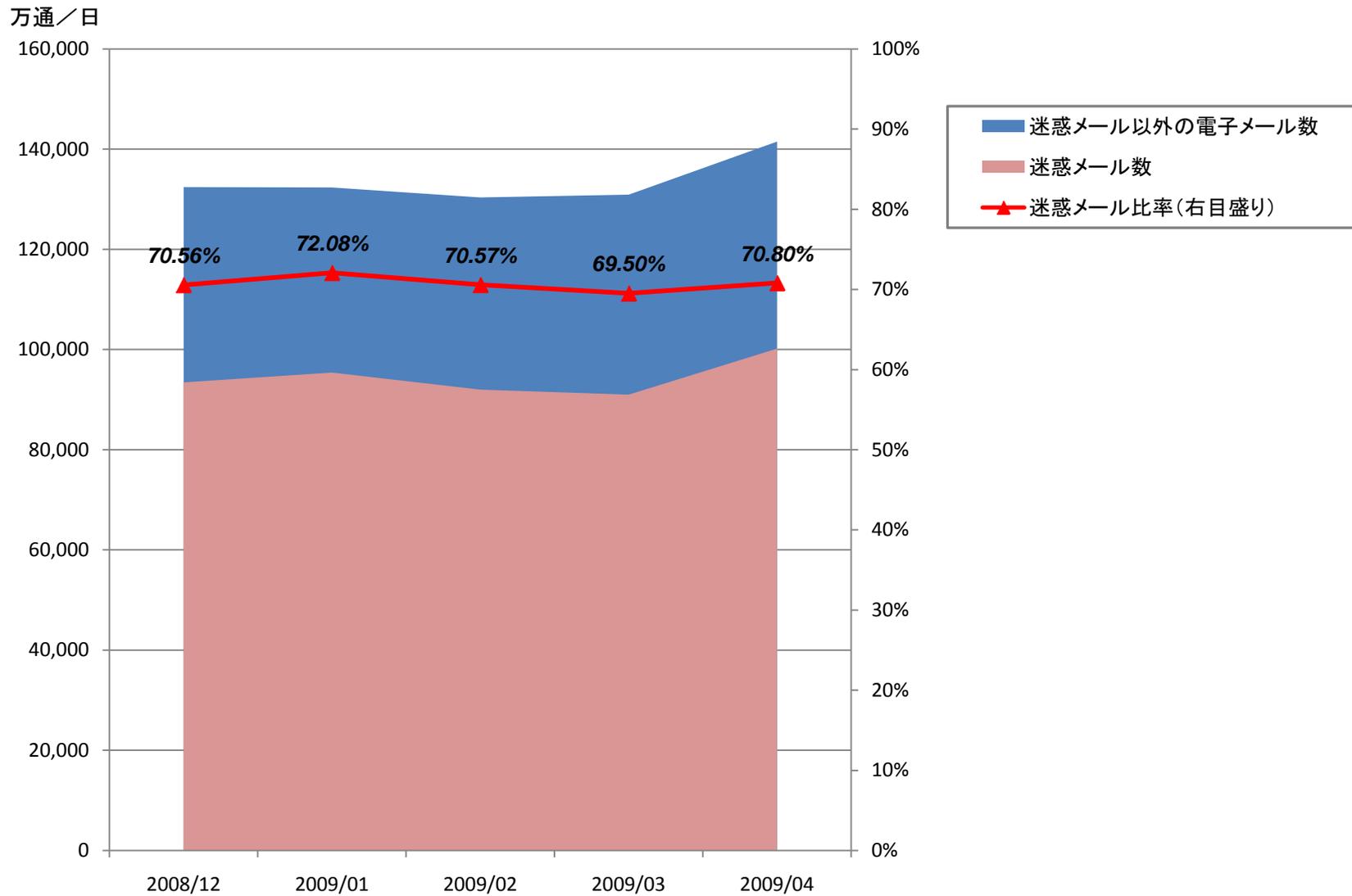
※(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ
(同センターが設置するモニター機に着信した迷惑メールの分析結果による。) 2

我が国に着信した迷惑メールの発信国



※(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ
(同センターが設置するモニター機に着信した迷惑メールの分析結果による。)

国内ISPにおける迷惑メール数の推移



※電気通信事業者15社の協力により、総務省とりまとめ。

特定電子メール法 平成20年改正の概要（平成20年12月1日施行）

オプトイン方式による規制の導入

- ✓取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ送信に同意した者に対してのみ、広告宣伝メールの送信を認める。
- ✓同意を証する記録の保存を義務づけ。

法の実行性の強化

- ✓罰則の強化（法人に対する罰金額を100万円以下から3000万円以下に引き上げるなど）。
- ✓総務大臣が、電子メールアドレスやIPアドレス等の契約者情報を保有するISP等に対し、情報提供を求めることが可能に。
- ✓電子メールの送信を委託した者に対して措置命令等を行うことが可能に。
- ✓送信者情報を偽った電子メールの送信について、電気通信事業者が、役務提供を拒否でき得ることを明確化。

国際連携の強化

- ✓総務大臣が、迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務に必要な情報提供を行うことが可能に。
- ✓電子メールの送信を委託した者に対して措置命令等を行うことが可能に（上述）。

特定電子メール法の概要

送信者・送信委託者

- オプトイン規制
 - －同意のない者への原則送信禁止
 - －同意の記録保存義務
 - －受信拒否者への再送信禁止
- 表示義務
- 送信者情報偽装禁止
- 架空電子メールアドレスあての送信禁止



レジストラ等

ドメイン名等の付与

送信者等の
契約者情報照会

外国執行当局

措置命令

立入検査

報告徴収

情報提供

指導・助言

役務提供
拒否

※電子メールの送受信上の
支障を防止するため必要が
あると認めるとき

送信者等の
契約者情報照会

申出

※架空電子メールアドレスあて
の送信が認められるとき

電気通信事業者

申出

※オプトイン規制違反、表示義務違
反、送信者情報を偽装した送信が認
められるとき

受信者

総務大臣

登録・監督

情報提供等

登録送信適正化機関

主要な罰則

送信者情報を偽った送信

1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人重課：3000万円以下の罰金）
※総務大臣による命令の対象ともなる

架空電子メールアドレスあて送信
（電子メールの送受信上の支障を防止する
必要があると総務大臣が認めるとき）

受信拒否者への送信 表示義務違反
同意のない者への送信

総務大臣による命令。命令に従わない場合、1年以
下の懲役または百万円以下の罰金
（法人重課：3000万円以下の罰金）

同意の記録義務違反

総務大臣による命令。命令に従わない場合、100万円以下の罰金（法人重課：100万円以下の罰金）

特定電子メール法の執行の状況

措置命令

✓平成21年4月22日に、オプトイン違反者に対し、特定電子メール法に基づく措置命令（改正法施行後初）。

被処分者：出会い系サイトの広告・宣伝メールを送信した個人事業主

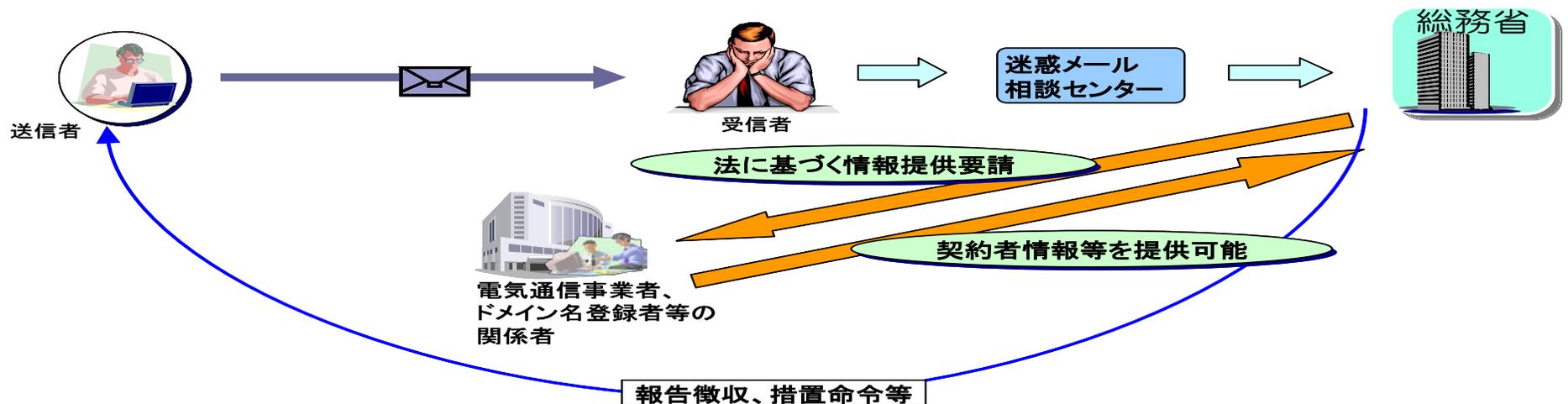
違反事項：受信者の同意を得ずに広告・宣伝メールを送信（特定電子メール法第3条第1項違反）

報告徴収等

✓法律違反が疑われる送信者に対し、法律に基づく報告徴収を随時実施。

契約者情報の提供の求め

✓迷惑メールの送信に係る電子メールアドレスやIPアドレス等の契約者情報を、電気通信事業者やレジストラに対し、随時照会。



多国間連携の状況①

ロンドンアクションプラン (LAP)



- ✓ 執行当局間の情報共有や連携、官民対話の促進などを目的として2004年に合意された行動計画。
- ✓ 主要国の迷惑メール対策執行当局が参加。
- ✓ 総務省からは、定期的な電話会議や、物理的の会合に参加。

ソウルメールボルン スпам対策のための多国間MoU

- ✓ 迷惑メール削減のための協力を推進するために2005年に合意されたMoU（覚書）。
- ✓ アジア太平洋地域の迷惑メール対策執行当局が参加
- ✓ 総務省からは、定期的なウェブ会議や、物理的の会合に参加（2008年3月には東京に会合を招致）。

日ASEAN情報セキュリティ政策会議



- ✓ アジア地域におけるセキュアなビジネス環境の整備、安心・安全なICT利用環境の構築に向けた地域的対応を目的として、2008年6月に設置が合意された高級事務レベル会合。
- ✓ 2009年2月に東京にて開催された第1回会合の成果文書において、スパム等サイバー脅威への対応における連携の強化について合意。
- ✓ 2009年末までに、更に具体的な連携事項について合意予定。

多国間連携の状況②

国際電気通信連合 (ITU)



- ✓ 電気通信分野に関する国際連合の専門機関。
- ✓ 標準化を担当する部門等において、スパム対策について議論。
- ✓ 直近では、2009年4月に開催された世界電気通信政策フォーラムの成果文書において、スパム送信者や技術的対策に関する情報交換の推進を合意。

アジア・太平洋電気通信共同体 (APT)



- ✓ アジア・太平洋地域の電気通信の開発促進、地域電気通信網の整備・拡充を目的とする国際機関。
- ✓ 直近では、2009年5月に開催された政策・規制フォーラムにおいて、スパム対策について議論。

- ✓ その他、OECDやAPEC等においてもスパム対策について議論。

二国間連携等の状況①

中国



- ✓ 2007年末より、(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センターと中国インターネット協会 (ISC) との間で、迷惑メールの発信元IPアドレスを交換。
- ✓ 中国政府 (工業情報化部) やISCに対し、迷惑メール対策の強化・連携を働きかけ (直近では、2009年2月に、総務省・経済産業省・インターネット協会・JEAG・日本データ通信協会が訪中)。
- ✓ 2009年5月に総務大臣が訪中し、中国工業情報化部長との間で、ICT分野における協力強化に関する合意文書を締結。同文書において、迷惑メール対策における協力についても言及。

香港



- ✓ 2007年末より、(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センターと電気通信管理局 (OFTA) との間で、迷惑メールの発信元IPアドレスを交換。

台湾

- ✓ 2008年より、(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センターと通信放送委員会 (NCC) との間で、迷惑メールの発信元IPアドレスを交換。
- ✓ 2008年12月に、NCC委員が(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センターを訪問し、迷惑メール対策に係る連携等について意見交換。

二国間連携等の状況②

韓国



✓ 2009年5月に、韓国放送通信委員会委員長が訪日し、鳩山総務大臣との間で、ICT分野における協力強化に関する合意文書を締結。同文書において、迷惑メール対策における協力についても言及。

その他

- ✓ 総務省及び経済産業省が、カナダ・英国・フランス・ドイツとの間で、迷惑メール対策に係る共同声明等を締結。
- ✓ 経済連携協定（EPA）の協力条項において、迷惑メール対策における連携促進を盛り込み。

迷惑メール対策推進協議会

目的

✓ 迷惑メール対策の関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行うことにより、効果的な迷惑メール対策の推進を図る。

※「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」（2007年7月～2008年8月）の最終取りまとめも踏まえ、設置。

構成

✓ 構成員

電気通信事業者、送信事業者、広告事業者、配信ASP事業者、セキュリティベンダー、各関係団体、消費者、学識経験者、関係省庁等（総務省、経済産業省、警察庁も、構成員の一員として参加）

※ 本会合のほか、実務担当者による幹事会を設置

✓ 座長等

座長：新美育文 明治大学大学院法学研究科教授 座長代理：松本恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

✓ 事務局

（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター

主な活動内容

✓ 初回会合（2008/11/27）において、「迷惑メール追放宣言」を採択

✓ 幹事会を中心に実務的な対応を検討

（迷惑メールの状況・傾向、送信ドメイン認証技術やOP25B等技術的対策の普及・促進、電気通信事業者による自主的な措置、利用者への周知啓発、国際連携等）